

2020年4月14日

小売酒販組合

理事長 殿

石川県小売酒販組合連合会

会長 手塚 清明

(公印略)

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」への対応について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、石川県での感染拡大を防止するため、昨日、県独自の緊急事態宣言が5月6日までを期限として発表されました。

組合員や事務局職員は危機感を共有したうえで、①密閉・②密集・③密接の場を徹底的に回避し、感染リスクを減らすよう、この難局に当たっていく必要があります。

つきましては、宣言期間中は下記対応方針を確認のうえ、地域の特殊性などを考慮して、的確に対応願います。

記

1. 組合員への緊急事態の周知

別紙1「石川県緊急事態宣言」を配付し、危機感を共有する

2. 組合が主催する理事会などの会合

(1) 理事会

小売酒販組合・協同組合とも「書面議決」の方法による

(2) その他の会合

5月7日以降に延期する

3.事務局

- (1) 安全の確保を最優先に、営業時間と勤務時間を短縮（時短）しつつ、営業を継続する
ただし、地域により感染者数に濃淡があるため、各単組の判断により実施する

別紙2「シフトの例」参照

- ・時短の割合は政府が要請する最低7割削減で算出、勤務時間は1人1日約3時間
→1週間12時間に収める（週40時間の場合）

例) 一日の営業時間を6時間とし、時短の職員でカバーできるようシフトを工夫

①3人の場合<4日×3時間出勤、1日休む> ※週2回通常営業

②2人の場合< " > ※週2回3時間営業の日がある

- ※1 商品券の緊急対応など、組合員へ影響を及ぼさないよう配慮する
- ※2 在宅で可能な業務を行い、書類等の持ち出しはセキュリティに十分に配慮する
- ※3 事業等の休業が要請された場合は、再度検討する

- (2) 公共交通機関を利用している場合は、時差出勤を推進する